

総合事業の単価導入に係るQ&A一覧

【令和4年5月27日更新】

	質問内容	回答
1	<p>暦上、例えば支援2が10回来る月がある場合、10回目は無料で使えると捉えることもできてしまう為、無収入でサービス提供することになります。事業所が支援1は4回、支援2は8回と上限を設定し運用することは可能か。また、その考えは尊重されるのか。</p> <p>他市町村のQ&Aでは、「利用者のアセスメントを実施し、必要と判断された回数をケアプランに位置づけ、必要回数をサービス事業所から提供。利用者の必要性に応じて提供していただくようお願いします」とあり、考え方は十分理解していますが、継続した経営に関わる問題としての目線で質問していることから、実質収入が無く提供することを長期的にみると経営不振になると感じました。継続した経営を続ける為の質問と理解していただければと思います。以上のことから、市内事業所への助成金の支給等、恵庭市として何かしらの考えがあればお聞かせください。</p>	<p>事業所が上限を設定し運用することはできません。ケアプランに位置付けられたサービス提供をお願いします。</p> <p>また、単価制度の導入に伴う事業所側の収入減の対応については、現段階で本市から助成金等による支援の予定はありません。</p>
2	<p>「月途中で事業所を変更した場合」とあるが、総合事業の利用者が同月に複数のDS事業所を利用することは可能になったと捉えてよろしいか。可能な場合、所定回数は複数事業所でも合算して支援1は4回までと捉えるのか。また、日割りになるのか。</p>	<p>月途中の事業所の変更については、利用者の転居、事業所の停止または廃止、その他やむを得ない場合は可能としますが、利用者の希望のみで変更できるものではないことにご留意ください。</p> <p>また、取扱い③に記載のとおり、月途中で事業所を変更した場合、日割りとはなりません。したがって、実績に応じて単価に利用回数に乗じて単位数を算定します。</p> <p>例えば、通所介護で月途中の事業所変更が生じ、A事業所2回、B事業所3回、それぞれ利用した場合、A事業所 384 単位×2 回=768 単位、B事業所 384 単位×3 回=1152 単位、合計 1920 単位となります。</p>
3	<p>「適切な利用日の設定」とあるが、その判断はケアマネージャーとの協議により設定してよろしいか。週1回の入浴確保のように明確な物はいいが、認知症予防、リハビリなどは判断が相談員、ケアマネによって差が出る可能性がある。</p>	<p>お見込みのとおりです。ケアマネージャーとの協議をお願いすることになりますが、月末に複数のサービスを複数提供することは望ましくありません。</p>
4	<p>今回の単価設定の導入について、高齢者、その家族への説明が複雑になるので、恵庭市から統一した、文書、料金表等を出す予定はあるのか。</p>	<p>単価制度の導入に係り本市から事業所向けの通知を発出する予定ですが、利用者用の資料作成については現段階で考えていません。</p>

5	<p>訪問介護について、例えば、ヘルパーによる週1回の支援について、掃除や買い物などで訪問型サービスによる支援を行う場合、現在多くの事業所で45分以内で実施しています。これに対して、同様の算定の週1回で入浴介助を行う場合、実際は1時間の支援になります。</p> <p>また、通所介護については、利用時間による算定ではないため、短時間型のデイと1日型のデイでの報酬が同様となっています。ケアマネージャーから見ると、事業所によっては、総合事業ではさらに利用時間を縮小するなどの対応をとっている短時間型デイもあるため、1日型のデイとは利用時間に4～5時間の差が生じています。</p> <p>単価制度が導入される背景については賛成ですが、以上のように、サービス内容や利用時間による事業所側の不平等感があるため、事業所として時間と労力の観点からの検討も宜しく願いたい。</p>	<p>単価制度の導入についてご賛同いただきましてありがとうございます。令和4年4月からの単価制度の導入後、事業所や関係機関等のご意見を伺いながら、必要に応じて適宜検討してまいります。</p>
6	<p>単価表について、通所介護を事業対象者は週1回程度の設定しかないようだが、今後は週1回程度のみとなるのか。</p>	<p>通所介護の事業対象者の回数について、利用者の状態に応じて、週1回または週2回の利用が可能です。資料に一部誤りがございますので、訂正してお詫び申し上げます。</p>
<p>説明会資料修正済みのため、削除</p>		
7	<p>単価表について、通所介護を要支援2で週1回程度の利用を計画している場合、1月4回ということもあると思うがどちらの単価で計算すればいいのか。(※2の利用回数には、5～8回と記載がある) また、週2回程度で計画していて結果的に1月の中において4回だった場合についても確認したい。</p>	<p>介護度に準ずるため、いずれも要支援2の単位(395単位×4回=1,580単位)での請求となります。なお、要支援2の方が利用する通所介護が週1回で適切であるかは十分に協議願います。</p>
8	<p>「全て実績により請求できるものとする」とあるが、ケアマネージャーは提供票を差し替える必要はないということでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	<p>ショートステイの利用時のデイサービスの単位数について、月額包括報酬の場合は、現行どおり日割り計算になると考えてよろしいか。また、日割りの金額によっては日割りのほうが安くなる場合もあると考えられるが、単価の場合は単価に利用回数を乗じた値としてよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、月額包括報酬となるのは、ショートステイを利用し、かつ通所介護の利用が1月につき5回(週2回程度の場合は、1月につき9回)となった場合のみですので、ご注意ください。</p>
10	<p>契約書の取り交わしが必要とありましたが、1枚もの同意書でも可能か。</p>	<p>変更内容の性質を鑑み、契約書や重要事項説明書に料金の記載があれば、取り交わしをお願いします。</p>

11	<p>月の回数はケアマネジャーと相談しケアプランに沿って決めるとありましたが、支援1の方でも必要であれば月に5回(週によっては2回)のご利用を予定してもいいのか。</p>	<p>要支援1の方について、原則週1回の利用です。暦上、月5回になることは問題ありませんが、ケアプランに月5回と位置づけることはできません。また、その月内において振替えが必要となった場合に週2回の利用が生じることは問題ありません。</p>
12	<p>単価導入に対してサービス提供時間の決まりはあるのでしょうか。</p>	<p>単価導入に伴うサービス提供時間については、現行の制度と同様の取扱いです。</p>
13	<p>事業対象者の週2回の利用が必要という判断基準はあるのでしょうか。 (現状にケアマネジャーにより、対応が変わるので一律の対応にしてほしい)</p>	<p>利用回数を明確にする判断基準はありません。ケアマネジャーと相談しケアプランに沿ったサービス提供をお願いするとともに、今後本市でも一律の対応について検討してまいります。</p>
14	<p>要支援2の方が週に1回通所介護を利用する場合、週1回の単位と要支援2の単位、どちらで請求したら良いか。</p>	<p>No.7と同様です。 介護度に準ずるため、要支援2の単位での請求となります。なお、要支援2の方が利用する通所介護が週1回で適切であるかは十分に協議願います。</p>
15	<p>要支援2・訪問介護を週2回程度利用している方で、それ以外の日を短時間(20分未満)の訪問介護として朝利用したい。併用は可能か。その場合、請求はどのようになるか。</p>	<p>要支援2の介護度から想定できる内容ではないと考えられるため、週2回のサービスと短時間(20分未満)のサービスの併用は原則認められませんが、介護度が適正であるかの見直しも含めて個別に判断いたしますので、指導担当までご相談ください。 また、短時間サービスは今まで介護を必要としていなかった方が導入として利用することを想定しているため、1月の中において22回以上利用することは想定しておりません。そのため、月額報酬を定めておらず、説明会資料の1月単位3,727単位は誤りとなりますので、訂正してお詫び申し上げます。</p>
16	<p>事業対象者で訪問介護を週1回、通所介護を週1回利用されていた方が月途中で区分変更し要介護3となった場合、請求は日割りとなるのか。また、月途中で入院した場合はどうか。</p>	<p>取扱い④のとおり、実績に応じて単価に利用回数を乗じて単位数を算定します。ご質問のケースでは、訪問介護268単位×1回、通所介護384単位×1回の請求となります。</p>